

議 事 録

会議名	令和6年度第1回守山市介護保険運営協議会
開催日時	令和6年5月29日（水）午後3時から
開催場所	守山市役所 2階 防災会議室
委員出席者	井上委員・田附委員・番川委員・小川委員・兼松委員・川那辺委員 則本委員・岩井委員・松山委員・清水委員・小西委員・瀧上委員（順不同）
欠席者	藤本委員・廣田委員・門田委員
事務局	（健康福祉部） 高橋理事・池田次長（地域包括支援センター所長） （介護保険課） 小井課長・森藤参事・石塚係長・林主任 （長寿政策課） 木村課長・青木係長・田沢主事 （地域包括支援センター） 川島課長補佐
会議の次第	1 開会 2 委員の委嘱について 3 協議事項 (1) 会長および職務代理者の選出について 資料1・資料2-1・資料2-2 (2) 地域密着型サービス運営委員会・地域包括支援センター運営協議会の 所属および各委員会の会長および職務代理者の選出について 資料2-3・資料2-4 4 報告事項 (1) 守山いきいきプラン2024（第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計 画）の概要について 別冊「概要版」 (2) 令和6年度運営協議会開催スケジュールについて 資料3 5 閉会
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
会議資料	◇ 令和6年度第1回守山市介護保険運営協議会次第 ◇ 第9期 守山市介護保険運営協議会委員構成 資料1 ◇ 守山市介護保険条例（抜粋） 資料2-1、2-2 ◇ 守山市地域密着型サービス運営委員会設置要綱 資料2-3 ◇ 守山市地域包括支援センター運営協議会要綱 資料2-4 ◇ 令和6年度介護保険運営協議等開催スケジュール（案） 資料3 ◇ 「守山市いきいきプラン2024」冊子 本編・概要版、各1冊
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	0名

1 開会

<小井介護保険課長より開会>

<委嘱状の交付>

業務効率化およびペーパーレスの観点から、開催通知に移植内容を記載し、交付のかわりとする。

<委員の出席者数の確認>

15 名中 12 名の出席により、本会議は成立。

<高橋理事挨拶>

<小井課長より>

守山市介護保険条例施行規則第 50 条の規定により、当協議会の会議は公開とする。

傍聴者はなし。

議事録は発言委員名を記載の上、要点筆記とする。

2 委員の委嘱について

事務局より、清水委員から順次、席順で紹介。 **資料 1**

藤本委員、廣田委員、門田委員は事前に欠席連絡あり。

3 協議事項

(1) 会長および職務代理者の選出について

【事務局説明】

事務局説明。 **資料 2-1、2-2**

会長の選出は委員の互選による。職務代理者の選出は会長の指名による。

事務局	委員の任期当初の会議であるため、会長が決定するまで事務局にて進行したい。 会議成立の報告 介護保険条例施行規則第 47 条により委員の過半数の出席が必要と規定されている。本日 15 名中、12 名のご出席であり、会議が成立する。 会長の選出 ～～資料 2-1、資料 2-2に基づき協議会所掌事項の説明～～ 会長および職務代理者の選出は、介護保険条例施行規則第 45 条の規定により、会長は委員の互選により、職務代理者は会長の指名となっている。 まず、会長の選出について、どのように取り計らえばよろしいか。
兼松委員	会長は、前期も会長を務めていた清水委員を推薦したい。
事務局	ただいま推薦があつたが、異義はないか。 《異議なしの声》 では、異議なしということで清水委員を会長に選任する。 《清水委員、会長席へ移動》 清水委員、就任のあいさつをお願いします。
清水会長	皆様のご推薦、ご賛同いただきました龍谷大学名誉教授の清水です。よろしくお願いいたします。 介護保険運営協議会については、介護保険料、運営の適正化について議論することはもちろん、守山市の高齢者の方にどのような介護サービスを届けることができるのか、皆様と知恵を出してこれから考えていきたいと思ひます。

	どうかこの3年間、よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。この後は会長に議事進行をしていただく。 清水会長、よろしくお願いいたします。
清水会長	職務代理者の選出 はじめに、職務代理者の選出を行う。「会長の指名」によって選出するので、指名をする。職務代理者は見識もある小西委員にお願いしたい。 《小西委員、職務代理者席に移動》 それでは会議を進めさせていただく。その前に本会議の運営について確認させていただきたい。 守山市の情報公開条例により附属機関の会議は原則公開となっている。したがって、本協議会の会議は公開とし、この会議の議事録は発言委員を記載のうえ、要点筆記とするがよろしいか。 《委員同意》 それでは、次第に基づいて進行させていただく。 次第の3、協議事項の(2)「地域密着型サービス運営委員会および地域包括支援センター運営協議会の所属」について事務局から説明をしていただく。
事務局	～～資料2-3、資料2-4に基づき「地域密着型サービス運営委員会および地域包括支援センター運営協議会の所属」について説明～～ ～～第9期守山市介護保険運営協議会委員の所属委員会（事務局案）の配布～～ 事務局にて所属案を作成したので、これをもとに協議していただくということではよろしいか。
清水会長	事務局案に意見等はあるか。ないようであればこの事務局案で進めたい。 《異議なしの声》 では、この事務局案で委員の所属を決定する。

(2) 地域密着型サービス運営委員会・地域包括支援センター運営協議会の所属および各委員会の会長および職務代理者の選出について

【事務局説明】

事務局説明。 資料2-3、2-4

委員長の選出は委員の互選による。職務代理者の選出は会長の指名による。

清水会長	「地域密着型サービス運営委員会と地域包括支援センター運営協議会の会長および職務代理者の選出」について事務局から説明していただく。
事務局	地域密着型サービス運営委員会委員長の選出 委員長の選任については委員の互選によるところである。選任について意見がないようであれば、こちら事務局案を提示させていただくが、よろしいか。 《意見なし》 それでは地域密着型サービス運営委員会の委員長から決めさせていただく。事務局としては介護保険運営協議会の会長にご就任いただき、前期も地域密着型サービス運営委員会の委員長を務めていただいた清水会長にお願いしたいが、よろしいか。 《異議なし》

	異議なしということで清水会長に地域密着型サービス運営委員会の委員長をお願いします。清水会長よろしくお願いいたします。
清水会長	はい。 地域密着型サービス運営委員会職務代理者の選出 続いて職務代理者の選出だが、委員長の指名によるということなので指名させていただく。職務代理は、本日欠席されているが門田委員にお願いしたい。
事務局	地域包括支援センター運営協議会会長の選出 続いて地域包括支援センター運営協議会の会長を決めるが、こちらも事務局としては介護保険運営協議会会長に就任いただき、前期も地域包括支援センター運営協議会の会長を務めていただいた経験豊かな清水委員にお願いしたいと思うが、よろしいか。 《異議なし》 異議なしということで清水委員に地域包括支援センター運営協議会の会長をお願いします。 清水委員、よろしくお願いします。
清水会長	地域包括支援センター運営協議会職務代理者の選出 こちらも職務代理の選任ですが、会長の指名によってということですので指名させていただく。 職務代理は本日欠席されておられるが、前期に引き続き藤本委員にお願いしたいと思う。それでよろしいか。 《異議なし》 では、異議なしということで職務代理は藤本委員に決まりましたのでよろしくお願いします。

4 報告事項

(1) 守山いきいきプラン 2024（第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画）の概要について

【事務局説明 長寿政策課 青木係長、介護保険課 森藤参事】

事務局説明。 **別冊「概要版」**

【質疑応答】

井上委員	膨大な本編を上手にまとめていて良いとは思いますが、もう少し易しい言葉選びをしたり、難しい単語には注釈をつけたり、難しい漢字にはルビを振ってほしいと思った。第3次健康もりやま21の概要版を見たが、そちらはもう少し易しくて、字も大きく読みやすかった。もう少し一般市民が見ても理解できるような冊子ができればありがたい。
事務局	確かに高齢者の方への配慮ができていなかった部分もあると思う。次期計画ではその点について課題に挙げたいと思う。
則本委員	前期の協議の時に、何を重点とするのか、何を取り組んだということは強調すべきということを申し上げたと思う。次期計画で直すのではなく、今期で新たに重点の説明などに特化した冊子を作ったらどうか。強調したい前期からの変更点、例えば移動支援など、評価したい重点の取組と評価理由などを別に新しく打ち出すことは可能だと思う。

小西委員	市の意図としては、この概要版は介護保険を負担されている方に対する報告書であり、介護保険を受ける方が実際にどういう介護保険の利用ができるのかがはっきりとしない。概要版はこれで良いが、追加で利用する側に何か文書を作っていただけるとありがたい。
事務局	概要版の冊子については情報量の多さから字が細くなってしまい申し訳ない。今いただいた意見をもとに、市民の方、高齢者の方にこの計画の内容を説明させていただく機会には、課題に応じたテーマでピックアップし、丁寧に説明させていただく。
清水会長	サービスを受けられる方にとっては、サービスを受けられるのか受けられないのかということが知りたいのであって、負担する側とサービスを受ける側の市民向けの2種類の視点に立つことは大切である。また重点施策については、協議の中で目標や特に力を入れたいところがあれば、載せたほうが良いと思う。
田附委員	幅広い年代層に理解してもらうのに、1冊しかないから分かりにくさが生じていると思う。説明会の時に、重点項目だけを記載した資料を作り、より知りたい人は概要版も見てください、としたら良いと思う。
事務局	ご意見のとおり、対応させていただきたい。
則本委員	保険料について、十分に理解できないまま協議会で議論されたような印象を受けた。当然、終盤にならないと情報が確定せず協議ができないと思うが、様々な状況が想定されると思うので、最後に駆け足気味に進めるのではなく、もう少し事前に情報を提供してもらって、協議をしていただきたい。 計画とは関係がないが、国の方で、政府の経済財政諮問委員会で民間委員の方が高齢者の健康寿命が延びているので高齢者の定義を5歳延ばすべきと提言された。公が高齢者の定義を5歳延ばすと、ものの見方や、人生計画などいろいろなことが変わってくる。今後、何か情報があれば提供いただき、これらを踏まえて協議していくべきだと思う。
事務局	国から保険料を13段階にするという標準の見直し成案を示されたのが12月のことであり、それまでにできることはやってきているかと思う。ただ、国から基準が示され次第、早急に委員にお諮りすべきことは諮っていくように考えているので、ご理解いただきたい。 高齢者の定義について、内容については把握できていないが、国の動向や県の考え方も参考に、計画が効果的に推進できるように努めたい。

(2) 令和6年度運営協議会開催スケジュールについて

【事務局説明 介護保険課 森藤参事】

事務局説明。 資料3

【質疑応答】

なし

5 閉会

(午後4時 閉会)